



島根県報

平成22年6月4日（金）

第2,193号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良事業変更施行の同意	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定（2件）	（ " ）	3
保安林の指定の解除（2件）	（ " ）	4
障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センター の事務所の所在地変更の届出	（雇 用 政 策 課）	4
平成22年度地籍調査事業の決定	（用 地 対 策 課）	4

【漁調委指示】

しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限		8
-----------------------------	--	---

告 示**島根県告示第393号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項で準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行に同意した。

平成22年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体	事業名	同意年月日
奥出雲町	金川地区区画整理事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）	平成22年5月24日

島根県告示第394号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市佐田町一窪田字土井ノ上3479-2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第395号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市佐田町一窪田字カナラ3468-58
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市日白町字ヒハダ169続1、169続2、字大向438-1、439、440

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第397号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町加茂釜土井226、227-1、228-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第398号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市三隅町三隅1692-5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第399号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町田野原830-26から830-28まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第400号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定により告示する。

平成22年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業者の住所	事務所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人親和会	出雲市神西沖町2476番地1	出雲市神西沖町2476番地1	出雲市今市町北本町1-1-3 センラルビル3階F	平成22年4月30日

島根県告示第401号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成22年度地籍調査事業計画を定めたので、同

条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行う者の名称	調 査 区 域	調 査 期 間
松江市	枕木① 枕木② 東忌部⑧ 朝酌② 朝酌③ 東津田⑩ 東津田⑪ 大野③ 大野④ 東川津③ 東川津④	交付決定の日から平成23年3月31日まで
浜田市	熱田町1 熱田町2 上来原Ⅱ-② 上来原Ⅲ 入野1 入野2 今市Ⅱ 坂本Ⅰ 野坂③ 高内② 野坂② 小坂② 岡見2-3 古市場1-3 古市場1-2	交付決定の日から平成23年3月31日まで
出雲市	神西③ 乙立② 神西④ 釜浦② 釜浦③ 吉野② 高津屋④ 吉野③ 吉野④ 鷺浦①	交付決定の日から平成23年3月31日まで
益田市	高津1-6 遠田-Ⅱ	交付決定の日から平成23年3月31日まで

	金山・土田 高津1-7 津田・木部 鎌手-I 高津1-8 鎌手-II 鎌手-III 三谷II 三谷III 三谷IV 谷口-1 植地-3 山根-1 山根-2	
大田市	久手③ 大森② 大森③ 大森④	交付決定の日から平成23年3月31日まで
安来市	東比田9 赤江3 東比田10 六呂坂	交付決定の日から平成23年3月31日まで
江津市	南川上3区 浅利1区 上河戸1区 江津1区 黒松1区 後地1区 後地2区 後地4区	交付決定の日から平成23年3月31日まで
雲南市	神代① 神代② 須賀④ 上久野④ 上久野⑤ 刈畑① 殿河内① 北村①	交付決定の日から平成23年3月31日まで
奥出雲町	雨川1 金川1 馬馳1 山県1	交付決定の日から平成23年3月31日まで

	阿井3 佐白2 三沢6 山県2	
飯南町	頓原10 頓原11 長谷5 志津見2 頓原13 頓原14 頓原15 頓原16	交付決定の日から平成23年3月31日まで
川本町	因原(5)	交付決定の日から平成23年3月31日まで
美郷町	久保② 吾郷② 奥山① 火打谷 吾郷① 久保① 湯抱① 湯抱② 野間②	交付決定の日から平成23年3月31日まで
邑南町	新山 上亀谷1 日和Ⅰ-2 日貫Ⅸ 日和Ⅱ 日貫Ⅹ	交付決定の日から平成23年3月31日まで
津和野町	富田ニⅢ 富田ニⅣ 柳村Ⅱ 柳村Ⅲ 溪村Ⅲ-3 長福②-1 長福②-2 豊稼① 豊稼②	交付決定の日から平成23年3月31日まで
吉賀町	大野原3 福川3 白谷4 蔵木3 白谷3	交付決定の日から平成23年3月31日まで

	梶谷2 梶谷3 梶谷4	
隠岐の島町	那久③ 西村① 都万21 北方⑤	交付決定の日から平成23年3月31日まで

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第22-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

平成22年6月4日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

しいらつけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、しいらつけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。

ただし、しいらつけ漁業において当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成22年6月1日から平成25年5月31日までとする。